

改正特定非営利活動促進法について

説明内容

1. 改正の背景
2. 改正特定非営利活動促進法のポイント
 - ① 認証制度の改正
 - ② 認定制度・仮認定制度の導入
 - ③ 所轄庁の変更

1. 改正の背景

NPO法人などのプレゼンスの高まり

- 阪神・淡路大震災（H7.1.17）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）制定（H10.12.1施行）
「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法目的）
- 制度発足12年余を経て、NPO法人は4万法人超
- 東日本大震災（H.23.3.11）後の復興支援においても多数のNPO法人等が活躍

（参考）主な非営利法人数

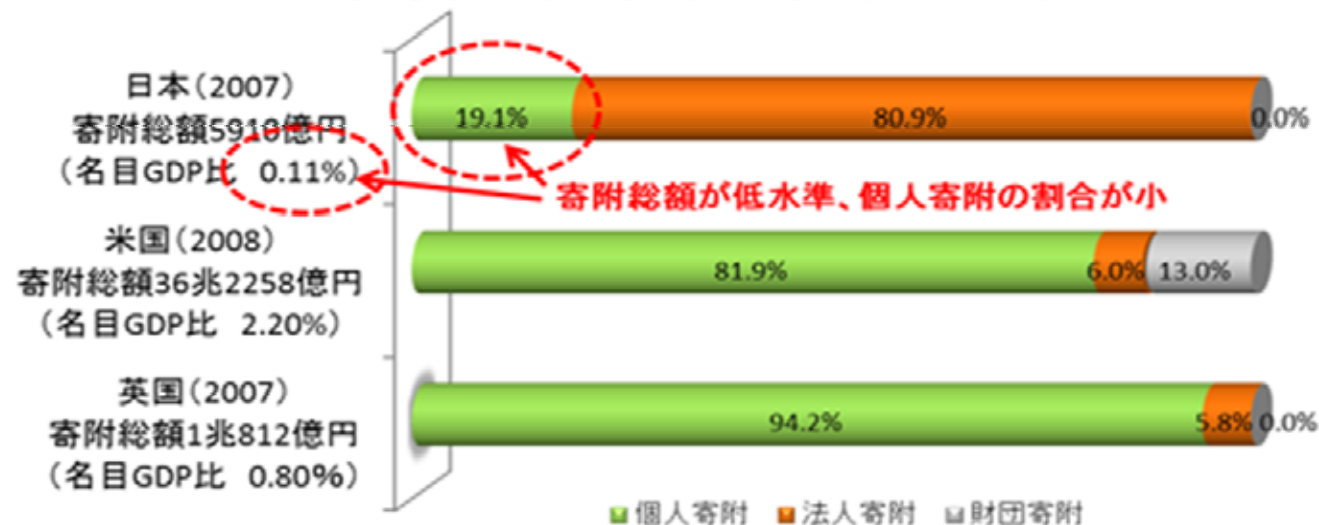
NPO法人	公益法人	社会福祉法人	学校法人
42,387法人	1,778法人	18,674法人	7,935法人

（注）NPO法人数はH23年3月末、公益法人数はH23年4月1日、社会福祉法人数はH22年3月末、学校法人数はH22年4月1日時点

「新しい公共」の担い手を支えるニーズ

- 多様化する社会のニーズを人々の支え合い、地域の絆によって充足する必要
- NPO法人等の「新しい公共」の担い手への寄附や参画を促進する必要

日・米・英の寄附総額と寄附支出比率



(注) 総務省統計局、国税庁、AAFRC Giving USA2009、NCVO UK Voluntary Sector Almanac 2008より

認定NPO法人制度の未普及

●NPO法人支援のため認定NPO法人制度創設(H13)

- ✓ 市民から広く支持を受けているかどうかを判定するパブリック・サポート・テスト(PST)等の形式的・客観的基準を充たす法人を国税庁が認定
- ✓ 認定NPO法人への寄附者は一定の所得控除、認定NPO法人は法人税の軽減措置(みなし寄附金制度)が受けられる

●制度創設後10年を経て、同制度の利用は僅少

認定法人数231法人(NPO法人全体の0.54%)、H23.8.1時点

認定特定非営利活動法人数推移	H14.3	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H23.8.1 (直近)
	3	12	22	30	40	58	80	93	127	198	231

政府税調における議論

【平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）】

- 「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための環境整備を図るため、新たな法律又は改正特定非営利活動促進法（以下「新認定法」といいます。）により新たな認定制度を整備することとします。
- 新たな認定制度等について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指します。

審議経過

5月20日 NPO議連役員会

- NPO議連役員会としての成案が取りまとめられる

6月8日 衆議院内閣委員会

- 岸本周平議員(民主)、塩谷立議員(自民)、高木美智代議員(公明)、塩川鉄也議員(共産)、浅尾慶一郎議員(みんな)から民主党・自民党・公明党・共産党・みんなの党の共同提案により、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、衆議院内閣委員会提出法律案と決定すべしとの動議が提出
- 岸本議員から趣旨説明、遠山議員(公明)から提出者(岸本議員)に対する質疑、玄葉大臣から内閣意見の聴取、が行われた後、起草案を成案とし衆・内閣委員会提出法案とすることを全会一致決定

6月9日 衆議院本会議

- 全会一致可決(→同日、参議院内閣委員会に付託)

6月14日 参議院内閣委員会

- 荒井聰衆議院内閣委員長から趣旨説明、牧山議員(民主)・岡田議員(自民)・谷合議員(公明)から政(玄葉大臣及・逢坂政務官)及び提出者(岸本議員)に対して質疑が行われ、その後全会一致で可決
- また、各派より附帯決議が提出され、全会一致で可決

6月15日 参議院本会議

- 全会一致で可決

2. 改正特定非営利活動促進法 のポイント

改正特定非営利活動促進法の概要

今回の改正では、

- ① これまでの認証制度(法人格の付与)部分について、制度の使いやすさと信頼性向上のための見直しが行われるとともに、
- ② 新たに「認定制度」が設けられ、「認証制度」と「認定制度」の2階建ての法律となり、あわせて
- ③ 認定・認証事務の所轄庁が一元化されることとなった

「認定制度」は、これまで租税特別措置法に規定されていた国税庁長官による認定制度を廃止し、新たにNPO法において、地方団体が行う制度として位置づけ直したものの。また、PST基準を満たさずとも税制優遇を受けられる、仮認定制度が新たに導入される。

2. ①認証制度の改正

制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し①

【活動分野の追加】

別表に掲げる特定非営利活動の種類として、これまでの17の活動分野に加え、次の3種類の活動を追加

- ① 「観光の振興を図る活動」
- ② 「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」
- ③ 「法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」

制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し②

【手続の簡素化・柔軟化】

- 所轄庁へ届出のみで定款の変更を行うことができる事項(役員の定数等)を追加
- 社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができるものとする。

【未登記法人の認証取消し】

- 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立を登記しないときは、所轄庁は認証を取り消すことができるものとする。

制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し③

【会計の明確化】

- 「収支計算書」の名称を「活動計算書」に改正
その際、当分の間「収支計算書」を提出することができるよう、附則(経過措置)で措置
- 活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録を附属書類と整理
- 区分経理に関する運用として、活動計算書において区分すれば足り、事業目的により貸借対照表の区分表示までは義務付けられないよう見直し

【補足】会計の明確化について

- 「収支計算書」は収入・支出の動きに焦点を当てた財務諸表→当期正味財産の増減及びその構造に焦点を当てた「活動計算書」に改める
- 有識者からなる「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において分かりやすい会計の在り方を検討、11月に取りまとめ
- 記載方法、勘定科目例等、「NPO法人会計基準」をベースとしながら、認定法人の取扱い、経過措置の在り方等の明確化を図るなどの内容で取りまとめ

2. ②認定制度・仮認定制度の導入

認定基準

認定を受けるためには、次の①～⑦を全て満たすことが必要

- ① 実績判定期間において、パブリック・サポート・テスト(PST)を満たしていること(後述)
- ② 実績判定期間において、事業活動における共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織および経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適切であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

(注)③～⑥の基準は実績判定期間(初回認定及び仮認定の場合は2年、更新等の場合は5年)においても満たしている必要。

パブリック・サポート・テスト(PST)について

「パブリック・サポート・テスト(PST)」とは、NPO法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを判定するための基準

具体的には、次の①～③のどれか一つに該当すればよい

①相対値基準PST

実績判定期間において、
$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \quad \text{基準値 (1/5)}$$

②絶対値基準PST

実績判定期間において、各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること

③条例個別指定PST

申請日の前日までに、主たる事務所又は従たる事務所が所在する都道府県又は市町村から、寄附金を受け入れた場合に個人住民税の控除対象となる法人として条例で個別指定を受けていること

仮認定制度の導入

設立初期のNPO法人、特に設立後5年以内の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実を鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PS T基準を免除した仮認定(有効期間は3年間)により税制優遇を受けられる制度(仮認定制度)を導入。

なお、経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年超の法人も仮認定を受けられる。

欠格事由

以下の①～⑥のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定又は仮認定を受けることができない

- ① 役員に不適当な者(認定取消法人の責任者であった理事、暴力団の構成員等)が含まれている法人
- ② 認定又は仮認定を取り消された日から5年を経過していない法人
- ③ 定款・事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税・地方税の滞納処分が執行されている又は滞納処分終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 重加算税・重加算金を課された日から3年を経過していない法人
- ⑥ 暴力団であるか、又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

認定NPO法人に対する監督規定の整備

- 所轄庁は、必要に応じて、監督権限(報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し)を行使することができる。
- また、その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人について、所轄庁による監督を補完するため、所轄庁以外の関係知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができる。
- あわせて、所轄庁と所轄庁以外の関係知事が、国税当局、警察等の関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みを設ける。

従たる事務所所在地の関係知事

- 従たる事務所所在地の関係知事は、認定NPO法人の従たる事務所を対象として、所轄庁同様、以下の監督権限の行使が可能
報告及び検査、勧告、命令
- 従たる事務所所在地の関係知事は、認定NPO法人が命令に従わなかった場合その他の場合で当該法人に適切な措置を採ることが必要と認めるとき⇒所轄庁に対し、意見を述べることができる
- 所轄庁は、認定事務に関して特に必要があると認めるとき
⇒従たる事務所所在地の関係知事が採るべき措置について要請ができる

認定NPO法人等への寄附に伴う税制優遇措置

- 認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税上の所得控除と税額控除を選択可能に(地方税とあわせて寄附金額の最大50%)

①所得税額の減少分(税額控除を選択した場合)

⇒(寄附金額-2千円)×40%

②住民税額の減少分(税額控除)

⇒(寄附金額-2千円)×10% (※) (H22年度までは5千円)

認定法人は、50%又は200万円までみなし寄附が認められる(政令により措置予定)
(現行では、認定法人は20%までみなし寄附が認められる)

(例1) 年収300万円の方が1万円寄附した場合、4,000円(所得税3,200円、住民税800円)税額が減少
(所得控除を選択した場合は、900円(所得税400円、住民税500円)税額が減少)

(例2) 年収450万円の方が2万円寄附した場合、9,000円(所得税7,200円、住民税1,800円)税額が減少
(所得控除を選択した場合は、3,300円(所得税1,800円、住民税1,500円)税額が減少)

(例3) 年収900万円の方が3万円寄附した場合、14,000円(所得税11,200円、住民税2,800円)税額が減少
(所得控除を選択した場合は、8,100円(所得税5,600円、住民税2,500円)税額が減少)

(注1) 給与所得者が夫婦のみの世帯主の場合

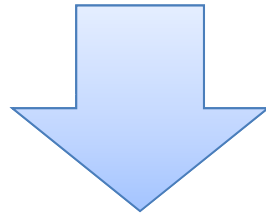
(注2) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算

(注3) ※は都道府県と市町村双方が指定した寄附金の場合

2. ③所轄庁の変更

NPO法人関連の事務を地方自治体で一元的に実施

- 2以上の都道府県に事務所を置く法人については、内閣府から主たる事務所の所在地の都道府県に、1の政令指定都市の区域のみに事務所を置く法人については、都道府県から政令指定都市にそれぞれ所轄庁が変更
- 認定事務も地方自治体で実施（現行の国税庁による認定制度は廃止）



事前相談、認証・認定事務やきめ細かい監督が一元的に行われ、自治体とNPO法人とが協働しやすくなる

認定・仮認定の申請法人数の試算について

1. 平成24年度の認定・仮認定の申請法人数の試算

計	認定の申請法人数	仮認定の申請法人数
約1450法人	約900法人	約550法人

2. 認定の申請法人数の試算の考え方

特定非営利活動法人（平成23年3月末、約4.2万法人）のうち、認定を申請する意向があり、要件を満たすと考えられる法人は全体の約6.2%あり、平成24年度からの3年間で、毎年3分の1ずつ申請すると仮定した。

3. 仮認定の申請法人数の試算の考え方

特定非営利活動法人（平成23年3月末、約4.2万法人）のうち、仮認定を申請する意向があり、要件を満たすと考えられる法人は全体の約3.9%あり、平成24年度からの3年間で、毎年3分の1ずつ申請すると仮定した。

（参考）

試算にあたっては、内閣府「平成23年度税制改正及び新認定制度等に関する調査報告書」（平成23年11月）のアンケート結果を利用した。

(参考)所轄庁別の認証法人数(平成23年3月末)

所轄庁名	認証数
北海道	1,647
青森県	299
岩手県	350
宮城県	586
秋田県	264
山形県	358
福島県	567
茨城県	552
栃木県	479
群馬県	691
埼玉県	1,525
千葉県	1,603
東京都	6,861
神奈川県	2,675
新潟県	553
富山県	295
石川県	296
福井県	223
山梨県	340
長野県	845
岐阜県	641
静岡県	988
愛知県	1,412
三重県	554
滋賀県	505

所轄庁名	認証数
京都府	1,053
大阪府	2,823
兵庫県	1,612
奈良県	381
和歌山県	322
鳥取県	202
島根県	235
岡山県	582
広島県	657
山口県	376
徳島県	273
香川県	268
愛媛県	325
高知県	254
福岡県	1,434
佐賀県	313
長崎県	417
熊本県	528
大分県	454
宮崎県	337
鹿児島県	640
沖縄県	477
内閣府	3,315
合計	42,387